



うそ電話詐欺防犯情報

鹿児島県
警察本部
生活安全企画課
令和元年第8号

「民事紛争相談センター」名などで発送された葉書に注意!!

現在、「民事紛争相談センター」や「民事訴訟管理センター」等の名称で公的機関を装い、民事訴訟に関する通知書がハガキで発送されています。

今後も、このような葉書や封書が送りつけられるおそれがあるので、下記事例を参考にして、被害に遭わないように注意しましょう。



《 不審な通知書の例 》

民事訴訟最終通知書

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

～～省略～～

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の許可を受けた執行官立会いのもと、預貯金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達であるため、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生いたしますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 平成31年〇月〇日

民事紛争相談センター

お問い合わせ・相談窓口 03-0000-XXXX

受付時間（日、祝日は除く）

平日9:00～20:00／土曜日11:00～17:00

〒100-000 東京都千代田区霞が関・・・

【不審な葉書・封書の特徴】

不審な葉書や封書には、下記の特徴があります。

- 訴訟通知にも係わらず、葉書や普通郵便で送付されている。
- 契約（運営）会社名が不明。
- 契約不履行の概要や内容の記載がなく不明。
- 契約不履行の根拠がない。
- 本人限定で連絡を指示する。
- 訴訟取り下げ最終期日が葉書を受け取った日から数日以内など間がない。



《 注意点 》

- 訴訟などの重要な通知が届いたときは、直ぐに信じずに詐欺を疑いましょう！
- 身に覚えのない支払いを要求する葉書（封書）などは、詐欺を疑いましょう！
- 官公庁職員を名乗る相手から、電話で名前や住所などの個人情報を聞かれても、安易に教えないようにしましょう！
- 電話でお金を要求されたら、一人で判断せず手続きをする前に、家族や最寄りの警察署又は消費生活センター（188）に相談しましょう！

